

人工衛星による遠隔探査（リモートセンシング）と国際法

中 村 恵

目 次

1. はじめに
2. リモートセンシングの特徴と問題点
3. 国連の対応と各国提出の条約案
4. 1980年までの作業部会の成果
5. リモートセンシングと国際法
6. むすび

1. はじめに

人類による宇宙活動の歴史は、1950年代後半から1960年代までのように宇宙空間そのものの科学的実験的な探査及び調査の段階から、1970年代以後の打ち上げた宇宙物体を通信・放送・気象観測・航行管制・資源探査等の実用的な目的に用いる段階、すなわち宇宙開発の実用化の段階へと進展してきているのである。この宇宙開発の実用化において近年最も進歩してきているのが、放送衛星による直接放送と人工衛星による遠隔探査（Remote Sensing、以下リモートセンシングとする）である。

これらのうち前者の放送衛星による直接放送については、その法的問題の一端を前稿で明らかにした⁽¹⁾。そこにおいては、宇宙活動の自由や情報流通の自由か、もしくは国家主権の尊重かが最も大きな問題であった。そして後者のリモートセンシングについても、ほぼ類似した点が問題となっているのである。

そこで本稿では、現在国際連合宇宙空間平和利用委員会法律小委員会（以下

宇宙法律小委員会とする)で審議中のリモートセンシングについての法原則案を中心に分析することにより、リモートセンシングをめぐる法的問題を検討してみようと思う。

2. リモートセンシングの特徴と問題点

まずリモートセンシングについて説明しようと思う。これは、人工衛星を利用して地球環境の遠隔探査を行なう活動であり、1970年代以後めざましい進展がみられる宇宙空間を実用目的に利用する活動のひとつとして定義されるのである。

このリモートセンシングの利点は、国際連合宇宙空間平和利用委員会の資料によれば⁽²⁾、地球環境に関するデータが、従来の航空機等による探査に比較してはるかに広汎かつ精確に、しかも即時性をもって継続的に取得できる点に有ると、指摘されている。また特に実用面としては、環境のモニタリング、農林の研究、地理学、鉱物資源の探査、大気・気象・自然災害の観測等の分野で重要であるとも、指摘されている。

この技術を実用化した最近の例としては、1975年1月、1978年3月に相次いで打ち上げられたアメリカのランドサット2、3号の例が有る。このランドサット2、3号は、高度915キロメートルという比較的低い軌道を、周期103分、回帰周期(軌道上の同じ位置に戻るまでの期間)18日で回りながら、多重スペクトル放射計やリターン・ビーム・ビジコンといった鋭敏な目を使って地表をリモートセンシングしているのである。このランドサットの場合、数十秒間で縦横約185キロメートルのデータを得ることができるが、アメリカはデータの自由公開(open dissemination)を方針としているため、アメリカの他、カナダ、スウェーデン、イタリアの諸国が自前の受信局を設置し、ランドサットからの電波を直接受信しているのである。また我が国も、1979年1月以来、宇宙開発事業団の地球観測センター(埼玉県鳩山村)が、ランドサットからの電波を直接受信している⁽³⁾。

しかしこのリモートセンシングについても、問題点が無いわけではない。放送衛星による直接放送の場合と同様に、宇宙活動自由及び情報自由かそれとも

国家主権（特に天然資源に対する主権）の尊重かという問題が生じてきているのである。つまり、宇宙活動国（探査国）は、1967年の宇宙条約第19条の宇宙活動自由の原則や1948年の世界人権宣言第19条等にうたわれている情報自由の原則により、自由な探査活動及び自由な情報伝達を主張するのに対し、非宇宙活動国（一方的被探査国）は、国家主権の保護という観点から探査活動及び情報伝達の法的規制を主張するのであった。

3. 国連の対応と各国提出の条約案⁽⁴⁾

この問題に対して国際連合総会は、1970年以来、さまざまな取り組みを行ってきたのである。まず1970年12月の総会決議2733（XXV）に基づき⁽⁵⁾、宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会の下に、地球探査衛星作業部会が設置された。この作業部会は、1972年5月、1973年2月、及び1974年2～3月に3会期開催され、この衛星の潜在的可能性、システムの能力、技術上・経済上の要因、及び国際連合内でのデータの収集・索引施設の設置等について検討がなされた。さらに1974年11月の総会決議3234（XXIX）では⁽⁶⁾、宇宙法律小委員会がリモートセンシングに関する法律問題の検討を行なうこととされ、下部組織としてリモートセンシング作業部会が設置された。そしてこの作業部会は、1975年の宇宙法律小委員会第14会期から、審議を開始したのであった⁽⁷⁾。

次に各国の立場とその提案であるが⁽⁸⁾、現在までにリモートセンシング作業部会に提出された条約案には、アルゼンチン・ブラジル・メキシコ・ヴェネズエラ共同提案（以下ラテンアメリカ共同提案とする）⁽⁹⁾ フランス・ソ連共同提案⁽¹⁰⁾、及びアメリカ案⁽¹¹⁾、の3案が有る。以下では重要と考えられる論点につき、各国がどのような立場に立ち、かつ、どのような提案をしているのかにつき検討しようと思う。

まず第1に作業部会における問題の検討の対象であるが、ラテンアメリカ共同提案第1条及びフランス・ソ連共同提案第3条は、天然資源の探査に限定しているのに対し、アメリカ案第3条は、広く地球環境の探査全体を含むものとしている。前者の天然資源の探査に限定する立場は、天然資源に対する主権により、被探査国はその法益保護を主張できるとするのである。一方後者の地球

環境の探査全体を含むとする立場は、前者のように限定することは、土地利用の分析、地図作成、水質調査、災害救助、環境保護その他の重要な点を見逃すことになり、不適当であると主張するのである。また、探査活動から特定の目的だけを分離することは、技術的・経済的に困難であるとも主張するのである。

第2に、この活動に対する現行国際法の適用可能性についてであるが、ソ連、アルゼンチン及びブラジルは、自国領域内の天然資源に対する主権はそれに関する情報にも及ぶのであり、したがって探査活動は主権の侵害となると主張するのに対し、アメリカは、宇宙空間からの探査は、一般国際法上も宇宙条約上も違法として禁止されないと主張するのである。この後者の立場は、結局のところ、法原則作成不要論に通ずることになるであろうし、また前者の立場に対しては、主権概念の適用可能な限度が、問題となり得るであろう。この前者の立場に対しては、アメリカ、イギリス、西ドイツ、及びオーストラリアが、天然資源そのものに対する主権とその情報に関する主権は別であり、情報を取得するだけでは主権侵害とはならないと主張しており、またアメリカは別個に、天然資源の所在が領域の内外いずれにあるかで探査活動を区別することはできないし、たとえ他国の領域内の天然資源に関する情報が取得されても、その国の許可・同意がなければ開発・利用はできないのだから、探査活動自体も主権侵害とすることはできないとも主張している。

さらに第3に、主権の適用可能範囲についてであるが、ラテンアメリカ共同提案第5条及び第7条は、被探査国の同意が探査及びデータの収集という宇宙活動の開始について必要であるとしており、また、フランス・ソ連共同提案第4条及び第5条は、取得したデータの第三者への通報（自然災害・環境保護に関するものは除外）及び利用に限り被探査国の同意が必要であるとしている。一方アメリカ案は、同意に関する規定を含んでいないので、データの公開を原則とする国際協力に基づき、被探査国の同意権は不要ということになるであろう。このラテンアメリカ共同提案とフランス・ソ連共同提案は、同意権行使の対象は異なるにせよ、被探査国の同意権により同国の国家権益を保護しようとする立場であり、これに対しアメリカ案は、同意権を不要とすることにより情

報流通の自由を促進しようとする立場である⁽¹²⁾。

4. 1980年4月までのリモートセンシング作業部会の成果

1980年3～4月、宇宙法律小委員会第19会期が開催された。本会期でもリモートセンシング作業部会において、リモートセンシングに関する法原則案作成作業が続けられ、前年までに作成された17原則⁽¹³⁾のカッコをはずす作業が進められた。以下では、本会期末までに作成された法原則案のうち、前述の論点と関連するいくつかの原則について検討してみようと思う⁽¹⁴⁾。

これらの原則を概観して注目されるのは、ほとんどの原則が被探査国の立場を相当に考慮しているという点である。まず第Ⅳ原則（数語のみカッコ付き）であるが、リモートセンシングについての計画を実施する国は、その計画において国際協力を増進すべきであるとしている。そして適当かつ相互に受け入れられる条件のもとに、他国の参加（*participation*）を認めるべきであるとしている。このように第Ⅳ原則は、探査国以外の国の参加に基づく国際協力を強調する原則であり、被探査国の立場をかなり考慮したものと見ることができよう。

次に第Ⅸ原則（数語のみカッコ付き）であるが、リモートセンシングにより得られたデータや情報は、他国の正当な権利・利益と両立するように国家により使われるべきであるとなっている。この原則は、被探査国の正当な権利利益の尊重という観点から、探査国によるデータや情報の利用を規制しようとする原則と考えられる。

また第Ⅻ原則（一部カッコ付き）は被探査国はリモートセンシングにより得られたその領域に属するデータ⁽¹⁵⁾に対し、探査国との相互に合意した条件により、すみやかに、無差別に、かついかなる第三国よりも早く（又は、遅くなく）、アクセス（*access*）できるとなっている。この原則もやはり、探査国と被探査国の合意という条件は存在するものの、データの利用という点において、被探査国の利益を尊重しようとする原則なのである。

さらに第ⅩⅢ原則（全文カッコ付き）は、探査国による被探査国に対する事前通報、及び探査国による、衛星の打ち上げと性質及び活動の期間と範囲につ

いての国際連合事務総長への通報を規定しており、また国際連合事務総長は受け取ったこれらの情報を配布するものとしている。この原則も、探査国による被探査国と国際連合事務総長への通報義務を明らかにしたものであり、探査国の自由な活動を制約しているのである。

そして第XIV（原則全文カッコ付き）は、探査国は被探査国の要請が有る場合には、同国と遅滞なく協議する（consult）ものとなっており、そしてこの協議は、特にデータや情報の公開についてなされるものであり、かつ国際協力・友好関係・相互利益を増進するようになされなければならないとなっている。このようにこの原則は、放送衛星による直接放送の場合と同様に⁽¹⁶⁾、探査国と被探査国との間の協議により両国の利益の均衡をはかろうとするものと見ることができよう。

またXV原則（全文カッコ付き）であるが、探査国はリモートセンシングによりその領域が影響を受ける国の同意なしでは、天然資源に対するデータや情報を、第三国、国際組織、及び公私の機関に公開・提供しないということを規定している。この原則は、天然資源についての情報公開に対する被探査国の同意権を認めるものであり、情報の配付という段階で被探査国の権益を保護しようとするものと考えられる⁽¹⁷⁾。

さらに第XVI原則（全文カッコ付き）であるが、リモートセンシングは、富と天然資源に対する完全かつ永久主権の原則を尊重して実施されるとなっている。そしてその際、他国及びその自然人・法人の国際法上の権利や、それらの天然資源及びその情報に対する不可分の処分権に、適当な考慮をはらうものとなっている。この原則は、1962年12月の第17回国際連合総会で採択された「天然資源に対する永久的主権」（permanent sovereignty over natural resources）という原則を⁽¹⁸⁾、リモートセンシングについて適用したものであり、被探査国の天然資源（カッコ付きではあるがそれについての情報を含む）に対する主権を明らかにしたものと見ることかできよう。

以上のように、1980年3～4月のリモートセンシング作業部会までに作成されたリモートセンシングに関する法原則案では、全文カッコ付きや一部カッコ付きの原則が大部分であり、安全に各国の合意の得られた原則はひとつも無

い。したがってこれらの原則から、単純に結論を出すことはできない。しかし放送衛星による直接放送の場合と同様に、一方的被探査国の正当な関心を充分に考慮しようという傾向が強くなってきているのは、明白な事実である。つまりこのリモートセンシングの分野においても、宇宙活動から直接の影響を受ける一方的被探査国の権益を保護するため、衛星による探査活動自体（宇宙部分）、収集されたデータの受信や解析（地上部分）、もしくは解析されたデータの配布や利用（使用者部分）のいずれかの段階について、法的な枠付けを与えようとする傾向が強くなってきているのである⁽¹⁹⁾。

5. リモートセンシングと国際法

それではこのリモートセンシングにおける、探査国の自由もしくは被探査国の権益保護という問題を、国際法理論の枠組みで検討すればどうなるであろうか。

まずアメリカ等の主張する探査国の自由という考え方であるが、この考え方が第1の根拠とする宇宙条約第1条の宇宙活動自由の原則は、衛星その他の宇宙物体をロケットで打ち上げ宇宙空間そのものを探査（exploration）・利用する活動の自由であることは明らかなのであり、放送衛星による直接放送やリモートセンシングのように、直接地球上に影響を及ぼすような実用目的の宇宙活動の自由を定めていないことは明白である⁽²⁰⁾。しかも宇宙条約第9条には、「条約の他のすべての当事国の対応する利益に妥当な考慮を払って、月その他の天体を含む宇宙空間におけるすべての活動を行なうものとする」という規定が有る。この規定も確かに、前述の実用目的の宇宙活動について定めていないという制約を受けるが、公海に関する条約第2条後段に同趣旨の規定が有ることを合わせて考えれば、他国の対応する利益に妥当な考慮を払うという原則は、一般国際法の基本原則のひとつになっていると考えることができるであろう。したがって、この宇宙条約第1条の宇宙活動自由の原則により、探査国の探査活動自由を認めることは困難であり、被探査国の利益に妥当な考慮を払うことが必要なのである。

次にこの考え方が第2の根拠とする国際社会における情報自由という原則に

についてであるが、前稿でも検討したように⁽²¹⁾、情報自由をうたった多数国間国際文書の間にはかなりの差が存在するのである。たとえば、欧州人権保護条約第10条は情報を「受け」「伝える」自由のみを定めているのであるが、市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）第19条は上述の他に情報を「求める」自由についても定めているのである。さらに、国際連合事務局が宇宙空間平和利用委員会直接放送衛星作業部会に対して作成した1973年4月10日付の資料を見れば⁽²²⁾、第2次世界大戦後の国際連合を中心とした「情報自由に関する条約」の作成作業が失敗したことが明らかとなるのである。以上の点を検討すれば、情報自由という原則が一般国際法上確立していないと解するのが、妥当であろう。したがってこの原則により、探査国が自由に探査をし、収集されたデータや情報を自由に配布・利用することができることも困難である。

次にフランスやソ連等が主張する取得したデータや情報の第三者への通報や利用に限り被探査国の同意権を認めるという考え方であるが、この考え方も探査国自身のみがデータや情報を利用する場合には、被探査国の意思は全く反映されないものであり、結局、探査活動自体は前者と同様に自由ということになるのである。したがって前者と同様に、この考え方を妥当とすることもできない。しかもこの考え方では、探査活動を実施できる先進国だけが自由にデータや情報を利用できることになり、場合によっては前者の考え方以上に一方的被探査国の立場を無視することになりかねないのである。

さらにラテンアメリカ諸国が主張する探査やデータの収集という宇宙活動の開始について被探査国の同意が必要という考え方であるが、「情報主権」(informational sovereignty)⁽²³⁾ という国際社会においてまだ確立しているとは思われない概念により、この考え方を正当化することはできない。しかし探査が国家の主権の及ばない宇宙空間から行なわれるにせよ、被探査国の意思を何らかの形で反映することなく探査活動を継続的かつ大規模に実施することは、国家は自国の環境に関するあらゆるデータを保持するという国家（被探査国）の自由な活動領域への探査国による介入と称して、差支えないであろう。

さらにここでは、大陸棚に関する条約第2条に注目してみよう。同条は、す

すべての国を拘束する一般国際法上の規定と理解されているのであるが⁽⁴⁴⁾、その第1項は、沿岸国は大陸棚を探索し（**explore**）及びその天然資源を開発するための主権を行使すると、規定している。またその第2項は、沿岸国の明示的な同意なしで、他のいかなる国も探索開発活動を行なうことができないとしている。このように大陸棚条約第2条は、沿岸国の排他的な探索権を規定しているのであるが、大陸棚に対してさえ沿岸国の排他的な権利は明白であるのから、国家の領域自体のリモートセンシングについては、被探査国の意思を反映することが必要不可欠であると思われる。

また前稿の放送衛星による直接放送の場合には、個々の視聴者が外国からの直接放送を自らの意思で視聴しないことも可能であるが、このリモートセンシングの場合には、被探査国自身や同国国民の意思に全くかわりなく、探査を実施しようと思えば実施できるのである。したがってこのリモートセンシングは、放送衛星による直接放送以上に、法的な枠付けを与えることが必要だと考えられる。

6. むすび

これまでの検討から明らかになったように、リモートセンシングは、宇宙条約第1条の宇宙利用自由の原則や、人権諸条約の規定する情報自由²⁾の原則では、ほとんど正当化できなくなっているのが現状である。一部の発展途上国が示しているような「文化的もしくは思想的侵略」(cultural or ideological aggression)⁽²⁵⁾等という深い憂慮をやわらげるためには、非宇宙活動国（一方的被探査国）の「正当な関心」に国際社会は妥当な考慮を払い、その国家権益を保護することが重要となってきたのである。そしてこれまでに作成されたリモートセンシングに関する法原則案が、カッコ付きながら、参加、アクセス（access）、協議、及び同意といった原則を含んでいることは、法原則作成作業がきわめて妥当な方向に進んでいるものと考えられよう。そして最終的には、衛星による探査活動自体（宇宙部分）の段階で、何らかの法的枠付けをすることが必要だと思われる。

最後に、国際協力に基づく宇宙空間の平和利用が全人類の共同の利益である

ことを再確認し、このリモートセンシングについても、一国の国家的利害にとられるべきではないと述べて、本稿を終えることにする。

(注)

- (1) 拙稿「宇宙活動と国家主権——「放送衛星をめぐる法的問題の分析——」『一橋研究』, 第3巻第2号, 1978年, 13-29頁。
- (2) U.N. Doc. A/AC.105/125, p.7. 山本草二「宇宙開発」『未来社会と法』, 筑摩書房現代法学全集54, 108頁。
- (3) 朝日新聞, 1979年1月14日付。
- (4) 国際連合宇宙空間平和利用委員会の活動については、同委員会日本政府代表団特別顧問であられる山本草二教授が、いくつかの詳細な論文を発表されている。本稿はそれらの論文の御教示に負うところが大きい。
- (5) U.N. Doc. A/RES/2733(XXV)
- (6) U.N. Doc. A/RES/3234(XXIX)
- (7) 山本草二前掲論文, 109頁。
- (8) 同上, 107-109頁。
- (9) U.N. Doc. A/C.1/1047.
- (10) U.N. Doc. A/AC.105/C.2/L.99.
- (11) U.N. Doc. A/AC.105/C.2/L.103.
- (12) この二つの立場の中間に立つものとしてカナダ提案が有る。この提案は、天然資源に関するデータの利用に関し、被探査国に対し一定期間、優先使用権(情報の秘密確保, confidentiality)を認めるべきだというものである。
cf. 山本草二前掲論文, 108頁。
- (13) U.N. Doc. A/AC.105/240 Annex I, pp.7-11.
- (14) 本会期のリモートセンシング作業部会の作業は以下の資料によった。
U.N. Doc. A/AC.105/C.2/L.127/Add.8.
- (15) 本会期の作業部会での審議では、この「データ」という語が、第I原則の示す「第一次データ」(primary data)であるのかそれとも「解析された情報」(analysed information)を含むものであるのかが対立した。会期末に、作業部会議長の提案により、新たな語句がテキストに加えられた。
cf. *ibid.*, pp.4-5.
- (16) 拙稿前掲論文, 25-26頁。
- (17) 前年(1979年)の作業部会に、ソ連は、新たなワーキングペーパーを提出した。これによれば、被探査国の明示の同意がない限り公開することのできない種類のデータや情報を、被探査国は事前に宣言することができ、この制限に基づき、探査国によるデータか情報の公開がなされるというものである。しかしこの

第XV原則についても、本会期で合意をみるにはいたらなかった。

cf. U. N. Doc. A/AC.105/240, Annex I, p. 12. (WG. III (1979)/WP. 1/Rev.

1)

(18) U. N. Doc. A/RES/1803(XV II)

(19) 山本草二前掲論文, 107-108頁。

(20) 拙稿前掲論文, 16-17頁。

(21) 同上, 23-24頁。

(22) U. N. Doc. A/AC.105/WG.3/L.2.

(23) この「情報主権」という概念は、1978年11月のユネスコ総会における「マスメディア宣言」採択の際に、大きな問題となった。原案に含まれていたマスメディアへの国家の介入を認める条項は削除されたが、採択された宣言の第6条が、発展途上国・先進国間の情報交流の質的・量的不均衡の是正をうたっている点は、法的拘束力を持たない宣言という形をとっているが、注目に値するであろう。

cf. UNESCO Doc. 20 C/20, *ibid.*, Rev.

(24) 1969年2月20日の国際司法裁判所における「北海大陸棚事件」判決を参照。

cf. I. C. J. Reports 1969, pp. 39-40.

皆川洸『国際法判例集』, 1975年, 378-388頁。

(25) 1978年10月の国際連合総会特別政治委員会におけるニジェール代表 Carba の発言。

cf. U. N. Official Records A/SPC/33/SR. 12, p. 6.

(筆者の住所：国分寺市本町3-19-4 栄荘1-F)